（平成22年9月15日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　3 件

国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

鳥取国民年金　事案265

第１　委員会の結論

申立人の平成４年４月から同年５月までの期間、同年８月から同年10月までの期間及び５年３月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和41年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成４年４月から同年５月まで
②　平成４年８月から同年10月まで
③　平成５年３月

社会保険事務所（当時）で年金加入記録を確認したところ、申立期間①、②及び③について、未加入となっていた。年金手帳には各申立期間について、加入記録があるほか、当時、父親が加入手続を行い、地区の納付組織を通じて保険料を納付していたはずなので未加入となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間は未加入となっているが、申立期間当時住所地があったＡ町の国民年金システムでは、申立期間は国民年金に加入していた記録となっているほか、申立人が所持している年金手帳にも、同様の記録が記入（Ａ町で記入）されている。

また、申立人は、Ａ町役場職員であった父親が役場で国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付したとしているところ、申立人の父親は平成５年６月まで同町役場に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未加入、未納となっている期間はなく、保険料も概ね現年度納付しており、申立人及びその父親の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鳥取厚生年金　事案379

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、Ａ社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年10月１日）及び資格取得日（昭和54年２月１日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和25年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和53年10月１日から54年２月１日まで

昭和42年３月から61年10月まで継続してＡ社に勤務（昭和52年２月から54年１月までＢ国の子会社に出向）していたが、出向期間のうち53年10月１日から54年２月１日までの厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることに納得できないので、訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、Ａ社において、昭和42年３月28日に厚生年金保険の資格を取得し、52年２月から54年１月までＢ国の子会社に出向しているところ、53年10月１日に資格を喪失、帰国後の54年２月１日に同社において再度資格を取得しており、53年10月１日から54年２月１日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録を確認したところ、申立期間を含め昭和42年３月28日から61年10月15日までＡ社で被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、申立人及び申立人と同様にＢ国の子会社に出向した同僚は、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、出向した後も一定期間、厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できるが、同人らは、「出向期間中、現地の子会社からも毎月給与の支給を受けていたが、Ａ社からも給与の一部について支給を受けていた。また、同期間中の身分、業務、給与形態等について途中で変更になったことは無い。」と供述してい

る。
　さらに、年金事務所に申立期間当時の海外出向者の厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、派遣元（適用事業所）から労働の指揮、監督及び給与の支給があれば資格を継続し、そうでなければ、資格を喪失するとしているところ、申立人が資格を喪失した昭和53年10月１日時点で、Ｂ国の子会社に出向している者６人のうち、３人（申立人含む）が同日に被保険者資格を喪失している一方、資格が継続している残りの同僚３人（昭和 53 年４月から出向）のうち連絡のとれた２人は、「出向期間中は、申立人と同様の立場で勤務していた。」としていることから、Ａ社からの労働の指揮、監督及び給与の支給が無いことを理由に申立人らが同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとは考え難い。
　加えて、申立期間当時のＡ社の労働組合の委員長は、「Ｂ国の子会社に出向する場合、会社と労働組合との契約に、出向者に対しＡ社からも給与の一部を支給し厚生年金保険等の社会保険にも加入する旨の内容も含まれていた。」と供述しているほか、当時のＡ社の事務担当者も「Ｂ国の子会社に出向した社員も、Ａ社の社員という認識があった。海外出向者に対し、出向していない通常の従業員と同様に日本からも給与を支給し、その中から社会保険料等も控除していたと思う。」と供述している。
　その上、申立人が出向する前の昭和47年８月から52年７月までＢ国の子会社に出向していた者のオンライン記録を確認すると、出向期間についても厚生年金保険の資格が継続しており、同人は、「出向中は、申立人と同様の身分、業務内容だった。」と供述している。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。
　また、申立期間の標準報酬月額については申立人に係る申立期間前後のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。
　なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月から54年１月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鳥取厚生年金　事案 380

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 21 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 40 年４月９日から 47 年４月１日まで

年金事務所で申立期間の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和 47 年９月８日に脱退手当金を支給された記録となっている旨回答を得た。40 年４月にＡ社（Ｂ営業所）に入社して、47 年５月に退職（退職時勤務地は同社Ｃ営業所）するまで一貫して同社に勤務して厚生年金保険に加入していたが、脱退手当金を請求した記憶は無いので、脱退手当金が支給されている記録となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人がＡ社で最後に勤務した同社Ｃ営業所における昭和 47 年４月１日から同年５月 11 日までの被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、本人あるいは事業主が最終の勤務地を失念して脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは脱退手当金の支給事務処理上不自然と言わざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。